

YOSUKE KANNO MEMORIAL SCHOLARSHIP

Victoria, Australia



ガイドライン

官野陽介記念奨学金について

ビクトリア州政府では、官野陽介さんの人生をたたえて官野陽介記念奨学金を創設いたしました。

官野陽介さんは日本の国際医療福祉大学を卒業した後ビクトリア州に来訪し、活気に満ちた留学生コミュニティの一員となりました。官野さんはメルボルンで英語を学んでいましたが、2017年1月、悲惨な事件に巻き込まれて命を落としました。

オーストラリア・ビクトリア州への留学生を支援するため、毎年1名、学業成績の優秀な学生に奨学金を授与することといたしました。

この奨学金は、思い出に残る学習・人生経験の機会を一名の学生に与えること、またオーストラリア・ビクトリア州と日本のより一層深いつながりを育むことを目的としています。

奨学金は2022年までの5年間、毎年1名の学生に授与します。ビクトリア州政府との協力のもと、ビクトリア州豪日協会が奨学金を交付いたします。



Australia Japan
Society Victoria



Premier
and Cabinet

給付額

各年の給付奨学金の上限は 10,000 豪ドルです。

ビクトリア州政府はビクトリア州豪日協会とのパートナーシップのもと、学生をビクトリア州メルボルンに歓迎し、この地で最高の経験を持てるよう、お手伝いします。

資格

- 申請者は、奨学金申請時点で国際医療福祉大学に在学しているか、もしくは同大学の卒業生であることが必要です。
- 申請者は、以下の点について選考審査を受けます。
 - 学業成績
 - 英語ならびにオーストラリアについて学ぶ関心の高さ
 - 日本とオーストラリアの懸け橋となること、ビクトリア州と日本の親善大使となる意志

条件

- 当該学生は、オーストラリア・ビクトリア州の教育機関にて学ぶ意志があることが必須です。
- 当該学生は、自らの希望する英語コースを選択することができます。英語コース、専門学校（VET または TAFE）のコース、あるいは大学のコースの中からお選びください。当該奨学金の対象となるコースの最短期間は 4 週間、最長期間は 52 週間です。
- 希望するコースへの申込み手続きは、奨学金受給者が直接行ってください。
- ビクトリア州の英語コースを提供する教育機関ならびに各コースについては、奨学金申請者ご自身で調査してください。
 - オーストラリア、ビクトリア州メルボルンへの留学に関する情報については、<http://www.studymelbourne.vic.gov.au> をご参照ください。
- 英語コースを提供する教育機関ならびにコース内容に関する情報も入手可能です。
 - English Australia は、世界中の学生や専門家たちに質の高い英語研修コースを提供するオーストラリア国内の専門学校を代表する団体です。ビクトリア州にある English Australia 加盟校のリストは下記に掲載されています。
http://www.englishaustralia.com.au/college_courses.php?id=118&category=GE&state=VIC
 - NEAS は、大学、専門学校、高校にある英語研修センターを認定する団体です。認定を受けたセンターには NEAS 品質ロゴが付与されます。ビクトリア州にある NEAS 認定の英語コース提供教育機関のリストは下記に掲載されています。
http://www.neas.org.au/studentsagents/centre-locator/?country=AU&state=VIC&name_search=&num_per_page=9999



Australia Japan
Society Victoria



Premier
and Cabinet

- フライト、宿泊先、査証(必要な場合)は、奨学金受給者が手配することとなります。査証に関する情報は下記をご参照ください。
http://japan.embassy.gov.au/kyojapanese/visas_and_citiz_jp.html
- 奨学金は、メルボルン留学で発生する諸費用(航空券代、宿泊代、学費、生活費)を賄うためにご利用ください。10,000 豪ドルを超える費用については学生の自己負担となります。日本出発から帰国までの間にビクトリア州外への旅行等をする場合、州外の部分の旅費は全て自費で渡航する場合のみ認められます。
- 学生は発生した費用ならびに受講終了したコースについて、証拠書類の提示を求められる場合があります。
- 奨学金給付期間の繰延はできません。給付後 1 年以内に使用してください。
- 奨学生はビクトリア州と日本の親善大使と見なされます。ビクトリア州政府東京事務所が企画するイベントに参加するよう随時求められる場合があります。

申請方法

添付の申請書を記入し、**2020年2月15日までに**下記にご提出ください。

国際医療福祉大学 東京事務所国際部

電話:03-3475-5062

メール:info-scholar@iuhw.ac.jp

選考審査は、国際医療福祉大学がビクトリア州政府東京事務所との協議の上、実施します。申請者は、選考審査プロセスの一環として短時間の面接を受けるよう要請される場合があります。



Australia Japan
Society Victoria



Premier
and Cabinet

問合せ先

国際医療福祉大学

〒107-0062 東京都港区南青山 1-24-1

国際医療福祉大学 東京事務所国際部

電話: 03-3475-5062

メール: info-scholar@iuhw.ac.jp

ビクトリア州豪日協会

Level 2, 99 Queen Street, Melbourne, Victoria 3000, Australia

メール: scholarship@ajsvictoria.org.au

電話: +61-3-9642-2125

ビクトリア州政府東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2

富国生命ビル 13 階

電話: 03-3519-3371

メール: tokyo@invest.vic.gov.au

免責事項

ビクトリア州政府は、適切な申請者がいないと判断した場合には奨学金を付与しない権限を有します。また、奨学金授与対象に選ばれた学生は、氏名が公表される場合があります。あらかじめご了承ください。



Australia Japan
Society Victoria



Premier
and Cabinet